

江戸町名主の職務不正・怠慢について

Neglect by duties by "Machinanushi" in Edo

森 田 晃 一
文学部観光文化学科
(二〇〇二年九月十二日受理)

Faculty of Humanities, Department of Tourism

MORITA Koichi
(Received September 12, 2002)

一

江戸町方に居住する人々とじかに接し、町方の行政について奉行所との調整にあたっていたのが、各町に配置された名主たちだった。それゆえ幕府は、江戸町方を円滑に支配するために、いかに名主制度を機能させて行ったらよいか、ということに関して、特別の配慮をしていた。例えば、享保期の名主番組、寛政期の肝煎、天保期の世話掛の設置などの政策は、そのような意図から出たものと捉えることができる。

そのほかにも幕府は、江戸の名主制度についてさまざまな改革を実施しているが、こうした一連の改革は、従来の制度を時代の変化に合わせて変更するという積極的な面と、従来の制度の中でおもに職務にある人々の側の原因で機能しなくなったものを改変するという消極的な面との二通りがあった。

以前、「名主代替組合持月行事持場所取調帳」という史料を用いて、町が名主の支配を離れるという特殊事情が生じた場合に、その後の町方支配がどのようになされたか、という問題について記したことがある⁽¹⁾。名主の職務不正と制度の改革は、互いに深く関連しているという点で、名主制度を考察する場合に、重要なポイントなのである。

そこで本稿では、前に取り上げた事例も含めながら、名主の職務不正の実態に関して明らかにした事実を記すことにしたい。とくに名主の中でも、特別の由緒を有した草創名主の事例について紹介する。

二

幸田成友氏は、江戸の町名主を草創名主・古町名主・平名主・門

前名主の四種に分類している。⁽²⁾ 当時、幕府側でこのような分類をしていた訳ではないが、江戸地域の拡大とともに、町支配の中核として設置されて行った名主との関係をよくあらわしているため、江戸の町名主を把握するのに便利な分類として利用されている。⁽³⁾

ここで、本稿で取り上げる草創名主の概要について記しておこう。草創名主とは、次の史料にあるように三通りの由緒をもつ名主たちであった。

(史料1)⁽⁴⁾

天正年中以前より引続相勤、又者同十八寅年八月御入国後より相勤候者共茂有之、其所起立ち罷在、或者三州・遠州より御供仕候者共茂有之、御当地町屋御取立之砌より町役頭或者名主与申唱、町家支配仕色々御用向相勤居、名主役兼帯仕候者茂有之つまり、

a 天正年間から引き続いて勤める者
b 天正十八年に徳川家康が江戸に入国した後、町が起立した時から勤めるようになった者

c bと同時期に、三河国・遠江国から家康のお供をして江戸に下り、町が起立したときから勤めるようになった者

の三通りである。元文三年(一七三八)には、二十九人存在した。⁽⁵⁾ 草創名主は、古町・平・門前名主にはない、次のような特権を有しており、それが草創名主たちの誇りともなっていた。

名主代替わりの際に自ら後継者を選んで推薦する権利

年初の御礼に江戸城へ登城する権利⁽⁶⁾

町奉行が代わった際に、名主の挨拶が行われるが、その順番が草創名主から行われるという権利⁽⁷⁾

の特権に関しては、元文三年(一七三八)に石河土佐守政朝が町奉行に就任した際、これが反故にされようとしたことがあった。草創名主たちは強力に反対運動を起こして、この特権を守りきったのである。⁽⁸⁾

また同年、草創名主たちは年番組合を作って、草創名主相互の連帯を深めている。その時の申し合わせの要旨は次のようなものであった。⁽⁹⁾

A 何事によらず年番へ相談を遂げ、年番から廻状で組合中に知らせること

B 組合名主が咎を蒙った場合には、組合が責任をもって訴訟・跡目相続の要務を引き受けること

C 病氣・病死にて相続人がない場合には、組合が引き受け、相続人を立てること。また、身持不行跡で家督にも関わる場合には、組合が責任をもって意見をしたり隠居させたりすること

このように、草創組合は、草創名主としての家を維持し、いかにその由緒を守るかを目的とした相互扶助の組織であった。その後、宝暦年間あるいは文化年間の申し合わせの内容を見ても、細かな表現が異なっていたり、新たな条目が加わっていたりするものの、この目的を達成する意図にはいささかの变化もないのである。

つまり草創名主とは、江戸幕府がはじまる以前からの由緒をもち、他の名主にはないいくつかの特権を有し、独自の相互扶助を目的とした組合をもっている、江戸の最有力町人であったといえよう。

三

このように草創名主は、江戸の最有力町人の一群であり、家と草創名主としての誇りを守って行くことができるよう、相互に協力していたのだが、決して江戸時代を通じて安泰であった訳ではない。元文三年（一七三八）の草創組合創立時に二十九家あった草創名主家は、寛政元年（一七八九）には二十七家、そして天保十三年（一八四二）には二十四家に減少しているのである。¹⁰⁾

そこで、どういう理由によって草創名主が減少していったのか、いくつかの事例を紹介しながら考察してみたい。

事例1 吉沢主計

天明三年（一七八三）八月、南伝馬町一丁目の名主を勤める吉沢主計が失踪した。

史料2は、失踪発覚の契機となった史料で、南伝馬町二丁目名主高野新右衛門・同所三丁目名主小宮善右衛門の二人が、八月十九日朝に町奉行所に申し出たものである。

（史料2）¹¹⁾

乍恐以書付申上候

一南伝馬町式丁目名主新右衛門・同所三丁目善右衛門申上候、当月十六日組合名主共被召出、南伝馬町巷丁目西側表京間四間半・裏行町並式拾間有之庄次郎御取上屋敷、御払入札御触有之候処、入札人無御座候二付、入札人承立申上候様被仰渡候、然ル処、南紺屋町十右衛門店太郎兵衛方之右屋敷家質二取、金五百五十兩先達て貸置候旨二て、右太郎兵衛義、当月十六日甲斐守

様御番所之御願申上、来ル廿二日之御裏書頂戴相付候旨承り、右家質金之外二も書入借用金有之旨、其外取計方如何敷聞等も御座候、以上

天明三卯年八月十九日

南伝馬町二丁目

名主 新右衛門

同所

善右衛門

右封書牧野大隅守様・曲淵甲斐守様之御訴申上候、昼四ツ時過罷出候

八月十六日、南伝馬町一・二・三丁目の名主たちの所属する五番組の組合名主たちが町奉行所に呼び出され、元庄次郎の所持地面で町奉行所に収公されていた南伝馬町一丁目西側表京間四間半・裏行町並二十間の屋敷について、入札人を立てるように申し渡された。ところが、この屋敷は、南紺屋町十右衛門店太郎兵衛が五百五十兩で家質に取ったもので、すでに太郎兵衛は十六日に北町奉行所へ、二十二日の権利譲渡を願い上げていた。その他にも、この屋敷をめぐる家質書入が行われているという噂があるというのである。

次いで同日夜半、新右衛門と善右衛門は、ふたたび次のような訴えを町奉行所に寄せている。

（史料3）¹²⁾

乍恐以書付御訴申上候

一右町内名主主計方え箔屋町家主惣兵衛より相掛り候貸金出入二付、主計儀明廿日四ツ時当御番所様え罷出度掛り御差紙頂戴仕、惣兵衛儀今夕七時主計方え持参仕候処、主計召仕権八義町

内火之番屋え致案内候二付、詰合居候家主共儀主計方え罷越候
 処、主計并家族共今朝五ツ時頃より追々何方え歎罷出候由、右
 権八申聞候旨、今夜五時過右町内月行事利兵衛外家主甚兵衛・
 権左衛門・嘉右衛門・又兵衛と申者共、私共方え相届候二付、
 何方え参候哉と相尋候処、行先一向不奉存候旨申聞候、且又前
 書庄次郎儀、今朝五ツ半時頃罷出相帰り不申候二付、主計方え
 其段断二罷越候処、主計儀も罷不在候二付、御訴可申上旨庄次
 郎元五人組伊右衛門・藤七私共方え相届申候

これによると、月行事の利兵衛ほか四人からは吉沢主計について、
 元五人組伊右衛門ほか一人からは庄次郎について、新右衛門と善右
 衛門に向けて届け出がなされたのだという。箔屋町家主惣兵衛は、
 吉沢主計に貸した金について訴訟を起こしていた。二十日に町奉行
 所へ出頭するべき旨記した書状を、惣兵衛が主計方へ持参したとこ
 ろ、主計の召使いの権八が惣兵衛を町内の自身番屋へと案内した。
 詰め合わせていた家主たちが主計方へ行ってみると、権八が言うに
 は、主計一家は今朝どこかへ出かけたきり帰らない、ということな
 のである。

この二つの史料により、名主吉沢主計の家質取り扱いの不正、主
 計の借金未払いと主計一家の失踪という疑念が浮上したことが分か
 る。これらについて取り調べが行われたところ、主計に関して、庄
 次郎所持の屋敷を含めて、南伝馬町一丁目内の四か所の屋敷につ
 て、家質取り扱いに関する不正のあることが発覚した。その四か所
 は次の通りである。¹³⁾

南伝馬町一丁目東側南角より三軒目、表京間十間・裏行町並
 二十間、南茅場町善八店佐兵衛倅甚三郎所持屋敷

南伝馬町一丁目西側北角より三軒目、表京間五間・裏行町並
 二十間、南茅場町善八店佐兵衛所持屋敷
 南伝馬町一丁目東側南角より二軒目、表京間十間・裏行町並
 二十間、金座座人中山岑次郎所持屋敷
 南伝馬町一丁目西側北角より四軒目、表京間四間半・裏行町
 並二十間、庄次郎所持屋敷
 については五重の、については二重の、については二重の、
 はこの事件発覚の端緒となった屋敷であるが、これについては八
 重の家質設定が行われていた。そこで、¹⁴⁾ について詳しく見ることに
 しよう。

(史料4)

南伝馬町壱丁目西側北角より四軒目、表京間四軒半・裏行町並
 式拾間有之候家屋敷、庄次郎所持屋敷二御座候処、安永二巳年
 十二月中、南紺屋町十右衛門店太郎兵衛方より金五百五拾兩家
 質二書入、五人組藤七・伊右衛門・惣次郎・藤八・名主主計連
 印證文にて、沽券状右太郎兵衛方え相渡申候、右地面え安永六
 酉年九月中、浅草花川戸町家主伝兵衛方より金三百兩家質二書
 入申候、右地面え安永七戌年十二月、富沢町三郎兵衛店又兵衛
 より金貳百兩家質二書入申候、安永九子年八月、小石川伝通院
 前白壁町八右衛門店伊右衛門より、金貳百兩家質二書入申候、
 天明元丑年五月中、本町四丁目家主理兵衛より金百五拾兩家質
 二書入申候、右地面え天明元丑年十二月中、牛込等学寺門前家
 主茂兵衛・小日向水道町理兵衛、右兩人より金三百兩家質書入
 申候、右地面え天明二寅年四月中、神田小柳町ゑぬ後見藤次郎
 より金四百兩家質書入申候、右地面え天明三卯年五月中、神田

横大工町家持惣兵衛より金貳百五拾両家質二書入申候、

右之通借請、右五人組藤七・伊右衛門・惣次郎・藤八・太郎兵

衛方え家質致加判、其外之家質金之儀は加判不仕旨申之候、尤

藤七・伊右衛門義は、四年以前より庄次郎組合引分し、組違二

相成候、惣次郎儀は去卯年正月中病死仕、跡家主嘉右衛門家守

請人本郷五丁目安八店藤八、右兩人え尋被仰付置候、五人組藤

八事藤兵衛義は、去九月十六日月行事理助え御預ケ被仰付置候、

右御尋二付申上候、以上

天明四辰年三月

南伝馬町二丁目

名主 新右衛門

安永二年十二月に南紺屋町十右衛門店太郎兵衛方へ五百五十両の家質書人が行われ、五人組である藤七・伊右衛門・惣次郎・藤八と名主である吉沢主計が連印した沽券状が渡されていた。その後、同じ屋敷について、浅草花川戸町家主伝兵衛より三百両、富沢町三郎兵衛店又兵衛より二百両、小石川伝通院前白壁町八右衛門店伊右衛門より二百両、本町四丁目家主理兵衛より百五十両、牛込等覺寺門前家主茂兵衛・小日向水道町理兵衛より三百両、神田小柳町系あ後見藤次郎より四百両、神田横大工町家持惣兵衛より百五十両と、以上八重の家質書人が行われていたのである。

吉沢主計一家失踪の原因は、借金未払いとそれを返済するために家質取り扱いを不正に行つたことにあると考えてよいだろう。

事例2 内山惣十郎

文化六年(一八〇九)四月、惣十郎町名主内山惣十郎が入牢を申し付けられた。

(史料5)¹⁵⁾

以書付申上候

一六番組之内惣十郎町名主惣十郎支配支配南大坂町二有之候本両

替町仁兵衛店金兵衛妻恵津所持之家屋敷、家質取引不正之儀有

之、先月十六日名主惣十郎儀罷出相帰り不申候二付、其段同月

廿日御届申上置候処、同月廿八日右惣十郎儀南御番所御廻り

方被召捕、入牢被仰付罷有候二付、此段御届申上候、以上

文化六巳年五月十四日

六番組年番

弓町

名主 源太郎 印

西紺屋町

名主 五郎左衛門 印

町御会所

やはり、吉沢主計の場合と同様、家質取り扱いの不正によるものだった。主計とこの内山惣十郎の一件は、ともに家質に関する不正で草創名主家が断絶する例があつたことを示している。

この両者が、家質不正に走つた理由について、例えば、主計の失踪については、松崎欽一氏がこの事例を分析した中で、主要な原因は主計の個人的理由によるものとしているが、この背景には、その時期における伝馬役運営のために吉沢家の財政が相当に逼迫していたのであると結論している¹⁶⁾。内山惣十郎の場合も、この以前から借金が多く、その返済のため、役料を担保にして町会所から百両を借り受けていた事実がある。やはり、家計逼迫のために家質取り扱いの不正に走つたといえよう。

さて家質とは、家屋敷を質入れすることであり、江戸時代の都市

金融上きわめて大きな役割をしていたものである。この両事件が起こった当時の家質設定は、質置主が家屋敷の永代売渡証文と家守請状を質取主に交付し、これと同時に家屋敷の本沽券状を印封して名主に預ける形式で行われていた。永代売渡証文には、質置主側の家主・五人組・名主ら一同の連印を必要としていた。また、本沽券状が質置主側の名主に預けられるなど、名主は家質の設定に責任をもつ立場にあり、深く関与していたのである。ここに、家質取り扱いについて、名主が不正を行う原因が含まれていた。江戸時代を通じて家質に関するトラブルは、ごく頻繁に起こっており、例えば、天保二年（一八三一）名主に世話掛が任命されるのも、その目的の一つは家質取り扱い不正の取り締まりにあったのである⁽¹⁷⁾。幕府側で、名主改革と家質改正をセットで検討するのも、名主制度を考える上で興味深い事実であろう。

事例3 矢部与兵衛

安永六年（一七七七）九月、麹町名主矢部与兵衛はあわや名主役を取り上げられそうになった。

(史料6)⁽¹⁸⁾

一 此度麹町名主与兵衛儀病氣之由申上候、常々御用之節不罷出代之者計差出候段、畢竟御用之儀を等閑二相心得名主役相勤候、身分二不似合義共不埒候、与兵衛儀八支配町数茂多候故御用向并町用共繁ク有之処、多病二而役義勤兼候ハ、名主役相願跡役之者名主三四人江茂場所引分ケ支配可被仰付、左候ハ、自ラ御用向并町用等茂少ク相成、御用并方宜ク可有之候間、与兵衛存寄請計相糺可申上旨、組合名主共被招呼被仰渡候二付、一同

与兵衛方江罷越相糺候処、与兵衛義全体多病二而其上痔疾有之、時々差発難義仕候二付、御用有之節も多ク八代之者差出候段、奉御尋奉恐入候、然上八以来御用之節重病ハ格別、縦少々之病氣二候共押而茂罷出并町用等茂無油断相勤可申候間、是迄不勤氏候義ハ何分二茂御高免被成下候様奉願上候旨申立候、右与兵衛儀者草創代々名主役相続、数拾年茂相勤来、殊更右之通与兵衛申上候上八、以来是迄之通度々御用之節不罷出、代之者差出候儀有之候ハ、組合名主共方可申上候間、其節ハ如何様之御咎メ被仰付候共、此度之儀者一同御憐愍奉願候間、組合名主共願書差上候二付、此度八不被及御沙汰候間、以来心付相勤候様与兵衛江可申渡旨被仰付、一同難有奉畏候、且又近年名主共訴訟之事、都而御番所江御用向并町年寄共方より御用筋二而呼遣候節、病氣を申立時々代之者差出、又八倅見習相願候類共者一同不罷出者茂有之、甚不埒之仕形二被思召候二付、年番名主共一同被召出、右与兵衛江被仰渡候趣、猶々惣名主共江茂前書御尋之趣申通、以来右躰之儀無之、心得相勤候様被仰渡奉畏候、依之麹町名主与兵衛組合名主共并年番名主共一同御請證文差上申候、仍如件

安永六西年九月晦日

惣年番名主名前

安永期以降も、史料6のように、病氣を理由に、名主自身が奉行所・町年寄役所へ出勤しないという職務怠慢が頻々と起こった。寛政の改革で、名主の中から肝煎が任命されたのも、このような事態が要因となっている⁽²⁰⁾。文政二年（一八一九）にも、肝煎に対して、名主の職務怠慢を正すようにとの沙汰があり、ついには文政六年に

至つて、肝煎が名主取り締まりの役に立たないとして、「減切」という表現で、新たに肝煎を任命しないこととなった。⁽²¹⁾ 支配側が期待するほどには、名主の勤務ぶりが良くなり、また、それに対する方策も尽きていることが窺えよう。

この時の与兵衛であるのか、今のところ確認できないが、「与兵衛重病二付跡名主役之義及出入、文化九申年十二月中与兵衛義名主役御差免、支配之義者当分組合肝煎名主持被仰付」というように、矢部家では跡名主をめぐつて相續争いが生じ、いったん組合の肝煎名主の支配となり、数年後に養子の新蔵が矢部家を相續して、草創名主家として名主役に復歸している。

事例4 曾我小左衛門

天明五年(一七八五)五月九日、青物町名主曾我小左衛門は江戸払いの処分を受けた。

(史料7)

名主 小左衛門

其方義、町内持江戸橋広小路請負地之義は商蔵商床其外共、明和四亥年類焼已前之姿にて諸事は迄之通可致旨、同七寅九月申渡有之上は、本家作住居焚火等は難成場所二候処、同九辰年類焼之節より去辰七月迄、右地内会所え家内一同引越罷在、同八月より玉垣額之助を跡地面え為引移、本家作二階家二補理、角力稽古所二致候を其分二差置候段、名主役勤候身分にて別て不届二付、江戸払申付

江戸橋広小路は、明暦三年(一六五七)の大火後に火除地として設置され、近隣の青物町と本材木町一・二丁目預り地として、江

戸橋とともに管理が委任されていた。火除地として設定されたにもかかわらず、大火直後には、すでに多くの床店が出現し、しだいに多様な方面に利用されていったことが明らかになっている。⁽²⁴⁾

右の史料によると、明和九年(一七七二)青物町名主小左衛門は火事で焼け出され、江戸橋広小路内へ引越したようである。この火事は、俗に「目黒行人坂の火事」と呼ばれ、類焼町数九三四、死者一万四七〇〇、行方不明者四〇六〇余を数えた江戸有数の大火だった。

こうした火災で居宅を類焼した場合、名主はどのように対処したのだろうか。西山松之助氏は、神田雉子町名主斎藤月岑の事例を、次のように報告している。⁽²⁵⁾ すぐに復旧工事に取りかかる必要があるが、名主は責任ある役職を行わねばならないため、類焼しても、土蔵を利用したり、仮住居を建設したりして、支配町の事務を処理を優先する。その内に、本宅の建設に取り掛かる、ということである。

それゆえ、小左衛門も、おそらく仮住居のつもりで江戸橋広小路内に引越したものと思われる。やがて小左衛門が元の住居に戻つた後に、小左衛門が、玉垣額之助を江戸橋広小路内に引越させ、本家作二階家に修築し、角力稽古所にしていたことを見逃していたこと、これが問題とされたのである。

この事件により、小左衛門は江戸払い、玉垣額之助は過料三貫文、青物町の家主たちは預り地取上・過料五貫文という処分になった。⁽²⁶⁾

その後、小左衛門の支配町は、月行事持を経て、天明六年五月に組合名主清右衛門の附支配となり、さらに文化元年(一八〇四)六月に小左衛門の倅の金太郎が名主役を願ひ上げ、文化九年(一八一三)四月に許可されて、草創名主家として元支配町の名主に復歸し

ている。²⁷⁾

事例5 馬込勘解由

寛政四年(一七九三)、草創名主の中でも筆頭の由緒を有する大伝馬町名主馬込勘解由が、名主役と伝馬役を解かれ、押し込めを申しつけられるという処分を受けた。

(史料8)²⁸⁾

大伝馬町肝煎名主

勘解由

其方儀、町方改正二付、以来名主所持之地面より町入用小間割無不同可差出旨申渡候二付、伝馬入用共差出候心得二候処、伝馬入用名主役料割合者、其方地面相除町入用計出銀致候様地主共申聞候二付、減方書上帳面但書二其趣認差出、其後沙汰無之聞濟有之候儀与相心得、右二口之入用不差出罷在候段申与いへとも、右之趣地主共申聞候共、町法改正二付、申渡置仕法二振候義二候間、急度差留或者別段可申立候、却而及対談書上沙汰無之候由、右之割合不差出罷在候段、右躰不正之筋を可正多年肝煎役をも申付置候上者、他町迄も可制身分を不顧、地主共申旨二泥ミ、利欲に迷ひ、不正之致方不埒二付、名主伝馬役取放押込申付候

従来、名主所持の地面には町入用を負担する義務はなかつたのだが、寛政の改革にもなつて実施された町法改正では、これに対して小間割に割り掛けることに決定した。ところが、勘解由は、地主たちの申し出もあつて、伝馬入用と名主役料については、勘解由所持分は除くことにしたのである。つまり、この二つについては、勘

解由が負担しない形にして報告したのであつた。勘解由が、名主役と伝馬役を解かれた後、支配町の行政は組合名主持となつて処理していたが、享和元年(一八〇一)五月に勘解由の倅の平八が名主役と伝馬役に任命され、草創名主家として名主役に復帰したのである。

事例6 宮辺又四郎

文政十二年(一八二九)八月、小伝馬町名主宮辺又四郎が名主役を解かれた。跡名主役は、天保二年(一八三一)三月に宮辺家の親類である安松五郎三郎が、見立てによつて名主役に就任し、同時に伝馬役をも兼務した。又四郎が名主役を解かれた原因は、今のところ不明であるが、草創名主一同が五郎三郎による宮辺家再興と草創名主組合に入ることを願ひ上げた史料がある。

(史料9)²⁹⁾

一 草創名主共申上候、小伝馬町外十二ヶ町名主又四郎儀、文政十二五年八月中名主役御差免二相成候後、天保二卯年三月中右跡名主役御伝馬役共、当五郎三郎儀右支配町々々奉願上、願之通被仰付難有仕合奉存候、然ル処又四郎儀者草創代々相統仕来宮辺性二而御伝馬役相勤、当五郎三郎儀も宮辺性二而御伝馬役相勤罷在、又四郎先祖より之菩提寺二而年回等相當相統罷在旧家起立仕、草創同様之続柄二付、此度私共同役内相談仕、殊二草創名主之内二而茂御伝馬役相勤候儀者三伝馬町之外無之、格別之者二付、依之以来外類例等二者仕間敷一同申合も仕、草創同列之内江差加候二付、此段申上候、以上

天保七申年九月廿八日

大伝馬町

草創名主 平 八

南伝馬町

同 新右衛門

同 善右衛門

外二十式人連印

樽御役所

この願書は許可となり、宮辺家は再興となった。奥書に、大伝馬町名主平八、南伝馬町名主新右衛門・善右衛門の名が見えるのは、名主役の他に同じく伝馬役を勤める由緒を誇る家柄として、宮辺家の再興を主導したということであろう。

四

以上、江戸の町名主の中でも特別の由緒を有した草創名主家について、職務不正・怠慢の実態に関し、明らかになった事実を紹介してきた。

事例1と2は家質の取り扱いに関する不正、3は職務怠慢、4と5は法令違反の行為によるものだった。元文三年(一七三八)に存在した草創名主二十九人の内、天保十三年(一八四二)には二十四人に減少している。処分を受けた後に復帰した事例もあり、史料的に確認できない分も含めるなら、二十九人中九人が何らかの処分を受けたことが判明している。名主全体を見渡すと、享保七年(一七二二)に二六四人存在したものが、天保二年(一八三一)には二四六人に減少している。もちろん草創名主の事例で見たように、処分を受けた後に復帰した名主もあることだろう。

右は、不正が表面化して処分を受けた場合であるが、処分を受け

ないまでも事例3の矢部与兵衛のように、職務怠慢が多かったことは常に問題になっていたことだった。享保期に設けられた名主番組、寛政期に任命された肝煎、天保期に任命された世話掛は、いづれもこうした事態に対する幕府の政策である。しかし、享保期に検討されたような、名主そのものを廃止してしまうという意図は、その後の幕府の政策には見られない。それは、江戸町方支配の中核として名主役が定着していることを意味していると考えられるだろう。

注

(1) 拙稿「江戸町方の名主支配」「名主代替組合持月行事持場所取調帳」を中心に、『地域文化研究』第十七号、二〇〇〇年。

(2) 幸田成友「江戸の名主」、『幸田成友著作集 第一巻』中央公論社、一九七二年。

(3) 古町名主とは、慶長年間から寛永年間にかけて起立した三百余の町々におかれた名主のことで、文化年間に七十九人存在したことが知られている。平名主は、寛文二年(一六六二)に、芝・三田・飯倉から下谷・浅草などの街道沿いの約三百町が、地方の用務は代官支配のまま、住民支配のみ町奉行の支配となり、また、正徳三年(一七一三)にも、江戸周辺の地域で町屋の建ち並んだ百姓地の二百五十九町を、町並地として町奉行支配に編入し、町奉行の支配地は計五百九十九町増加した。この町々の名主を勤めた者たちのことである。延享二年(一七四五)になると、寺社門前地の町屋が町奉行支配に移された。そこを支配する名主たちを門前名主という。

(4) 東京大学史料編纂所「市中取締類従五 名主取締之部一」、『大

(森田晃一)

日本近世史料』一九六五年)二四八頁。

- (5) 吉原健一郎『江戸の町役人』吉川弘文館、一九八〇年)四一頁。

- (6) 注4前掲書、二四九頁。

- (7) 「撰要永久録 公用留」(東京都公文書館所蔵)。

- (8) 同前。

- (9) 同前。

- (10) 注5前掲書。

- (11) 「撰要永久録 公用留」(東京市史稿 産業編第二十八)五〇八頁。

- (12) 同前、五〇八〜五〇九頁。

- (13) 同前、五〇九〜五一頁。

- (14) 「撰要永久録 御用留」(東京都公文書館所蔵)。

- (15) 注7前掲書。

- (16) 松崎欣一「江戸南伝馬町名主吉沢氏の失踪をめぐって」『史学』四四卷二号)。

- (17) 石井良助『江戸時代漫筆』(朝日新聞社、一九八四年)一九四頁。

- (18) 注4前掲書、三二四頁。

- (19) 近世史料研究会編『江戸町触集成 第七巻』(塙書房、一九九七年)四四二〜四四三頁。

- (20) 注4前掲書、二〇三頁。

- (21) 同前、三五〜三七頁。

- (22) 「名主代替組合持月行事持場所取調帳」(国立国会図書館所蔵)。

- (23) 「江戸橋蔵屋敷其外最寄旧記」(東京市史稿 産業編第二十九)五八八頁。

- (24) 吉原健一郎「江戸橋広小路の形成と構造」『歴史地理学会会報 第一〇一号』。

- (25) 西山松之助「江戸の町名主斎藤月岑」(西山松之助編『江戸町人の研究 第四巻』一九七五年)。

- (26) 注11前掲書。

- (27) 注22前掲書。

- (28) 注14前掲書。

- (29) 注7前掲書。

江戸町名主の職務不正・怠慢について